

新型コロナウイルス感染拡大に伴う ガス料金および電気料金等の特別措置の追加対応について

2020年5月1日
株式会社エネアーク関西

株式会社エネアーク関西（社長：岩永 知大）は、3月30日に新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金及び電気料金等の支払期限日の延長について発表^{*1}しましたが、この度、政府の緊急事態宣言の発令を受けた経済産業省からの要請を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を講ずることといたします。なお、「指定旧供給地点小売供給約款」に関する特別措置は、5月1日に、近畿経済産業局長へ、「指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請を行い、5月1日付けで、認可されたものです。

1. ガス料金および電気料金等について

- ① 2020年2月、3月、4月検針分のガス料金および電気料金等の支払期限日^{*2}をそれぞれ2ヶ月間延長いたします。（従来は1か月間の延長）
- ② 2020年5月検針分のガス料金および電気料金等について、支払期限日^{*2}を1ヶ月間延長いたします。

2. 今回の措置を適用させていただくお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用させていただきます。

- ① 当社とガスまたは電気の供給について契約されているお客さま
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度^{*3}の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業・失業当により一時的にガス料金または電気料金の支払いが困難であると当社が判断するお客さま
- ③ 当社にお申し出のあるお客さま（3月30日の発表^{*1}を受けて、既に支払期限日の1か月間延長を申し込まれたお客さまが延長期間を2か月間に変更される場合は、改めてお申し出を頂く必要があります。）

（参考：今回の措置による支払い期限日の変更）

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
2月 検針分	● 検針日 (支払義務発生日)	● 当初の 支払期限日	● 1ヶ月延伸後の 支払い期限日 (お申込み済みの方)	● 2ヶ月延伸後の 支払い期限日 (今回お申込みの方)		
3月 検針分		●	●	●	●	
4月 検針分			●	●	●	●
5月 検針分				●	●	●

→ : 前回(3/30)発表内容
→ : 今回発表内容

3. お申し出受付開始日

2020年5月1日（金）

*1 3月30日の発表内容

https://kansai.enearc.co.jp/wp-content/uploads/sites/4/2020/03/20200330_新型コロナウイルスに係る特別料金措置について.pdf

*2 支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。

*3 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

4. お申し出先

エネアーク関西 フリーダイヤル 0120-60-7277

（受付時間 月～土：9：00～19：00、日祝日：9：00～17：40）

以上